

## 議第120号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市国際会館駅自転車等駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市西大路御池駅自転車等 駐車場	京都市中京区西ノ京下合町38番地の4
----------------------	--------------------

別表第2 備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	料 金
自 転 車		1 日 1 回	150 円
原動機付 自転車	京 都 市 出 町 駐 車 場	1 回	30分までごとに70円。ただし、30分までごとに70円を加えた額が560円を超えるときは、560円
			700

	京都市国際会館駅自転車等駐車場, 京都市西大路御池駅自転車等駐車場, 京都市山科駅自転車等駐車場, 京都市御陵駅北自転車等駐車場, 京都市小野駅自転車等駐車場及び 京都市桂駅南自転車等駐車場	1 日 1 回	250
--	--	---------	-----

第2条 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市小野駅自転車等駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市太秦天神川駅自転車等 駐車場	京都市右京区太秦下刑部町9番地の2
----------------------	-------------------

別表第2 原動機付自転車の項中「京都市小野駅自転車等駐車場」の右に「京都市太秦天神川駅自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成20年1月16日から、第2条の規定は市規則で定める日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 定期駐車券の発行その他京都市西大路御池駅自転車等駐車場及び京都市太秦天神川駅自転車等駐車場の駐車料金を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市西大路御池駅自転車等駐車場及び京都市太秦天神川駅自転車等駐車場の駐車料金に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。